大坂軍記

一

内閣文庫
和書 類
一六一七一號
四冊
一六八函
一六架

内閣文庫
番號 和 16171
冊數 4（1）
函號 168 191

168-191

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

大坂冬御陣覚書

一慶長五年石田治部少輔三成為首将率數多之軍兵於濃州関
ケ原表一戦ニ打負或ハ討死或ハ遠流となり四海一統
ニ家康公天下ヲ治メ給ヒ其上杉中納言景勝も
納て趣之島津義久入道龍伯於行大坂表参宣之外
の大名も皆軍を脱諸家ニ世ヲ渡せし処
依て秀頼大事没収せられ或ハ国替又ハ改易し或ハ
遠国ニ移封せられいつとなく天下皆徳川殿の幕下
風ニなひきけれハ慶長八年癸卯二月十二日家康公従
一位右大臣叙任征夷大将軍淳和奨学両院別當

和學講談所

の長者に補せらる　是ハ二月秀頼公内大臣に任し　家康公右府にましませしなをつよし

同年大納言秀忠公の姫君を大坂内府秀頼公の北の方に

まいらせらる七月廿八日伏見より大坂城に御輿入有

天下一同に安堵の思ひをなす秀忠公正二位に叙し

右大将を兼らる慶長十年三月に秀忠公上洛ましまし伏見城に

て家康公の御跡をつき将軍ハ伏見において宣下ましまし

入の美食に上り参内し秀忠公に従ひ供奉の列を伏見より

参り秀忠公ハ大津より醍醐を通りて伏見え入給ひ御当

越前宰相利長越後の参議秀康其外大名小名供奉

下〳〵まて花麗をかさりし美を尽して供奉しけるハ

拝観目を驚かせり同四月廿六日秀忠公ハ参内せさせ給ひ

内大臣征夷将軍に任し給ふ越前参議秀康卿ハ正三位

権中納言に叙せらる尾張少将忠吉ハ左中将に任し給ふ

是よりして前将軍家康公とハ大御所と申し奉る

此年の冬駿河国府中の城に御隠居有て宝台を定給ひ

天下の大名小名大坂及ひ諸国の普請にて之を助けて

引つゝき御所駿府に御座ましまし秀頼公ハ威光を衰へ

一　慶長十五年の比秀頼公英従威をかく天下相利へ

同状を遣はしけり　頼みの人々ハ右同の所存定て之を

申立候ハ一度御相談ましまし候事をかなへ候ハゝ御意の

伏見にて利長に伏見ハ太閤より御遺言とも候ら文大坂に御座候

肝公没し老死法目ニ御座候事ハ晃[illegible]実ハ家長一統に制

秀頼公ニ對し如何ニも異儀不存候由を以て貴ニ太閤見届

前鉄ニ立ち後に候ハ駿河越前の御知行と以て二ケ國の太守

と被成候ニ付太閤東にて利家公の御北事と存候ニ付一度御預ケ候

来るに此後一家難儀に及候ニ付若御様子ニ而[illegible]

金沢の御用ニ八ヘ罷立し処伏見銀[illegible]ニ而親[illegible]安房守を以て

駿府に而上ニ[illegible]し候太閤御威光ニ利長ハ[illegible]角ケ様に仕候

て八世[illegible]ニ致し候ニ付御所様上ニ長[illegible]利長ハ

家督と讓り百万石の御[illegible]利長ハ能登[illegible]

其後長殺[illegible]上様の内造[illegible]上方権[illegible]

相[illegible]度有之候て御所様上ニ[illegible]此[illegible]

の御[illegible]抜[illegible]今ニ百投[illegible]利長ハ[illegible]駿河[illegible]

仮[illegible]出[illegible]の事

一 慶長[illegible]駿府[illegible]御用[illegible]大御所

御上洛[illegible]年[illegible]の中よ大坂と[illegible]

慶長十六辛亥二月御上洛二条之城ニ入せ給ひ秀頼公ニ

[illegible]御對面[illegible]御上洛[illegible]大坂[illegible]

太閤の御息男以後とて家康公再度大坂へ下向ありて御對面

[illegible]秀頼公御上洛[illegible]家康公[illegible]

御遺言ありて御中大坂陣しかりけるに淀殿紀伊守
幸長加藤肥後守清正等を入秀頼公を守護し大坂城より上洛ありて
御対面有けり其後大御所無何となく秀頼公を遠背
しけれハ鐘序まて有ての謀伐ありしの事起り候ゆへ
竟君臣秀頼公の大坂に御滅亡も又是非なかりしの事

一 去ル永禄十年十二月四日東大寺大仏殿焼失の後再興有之事を附
御文書因の儀ニ付さしく追文御進達あり為に其上秀頼公
より御建立ありて慶長十九年甲寅の春大仏殿成就し供養
又鐘を鋳させて是ハ同月十六日より開眼せり鐘の銘ハ
清韓長老ハ東福寺且と聞て文英韓長老其

鐘に銘ありて板倉殿より令花院住持毛林道長と見えしに
読せしかしに國家安康の句あり大御所大きに怒りありし
家康の諱を調伏のためしかりと云々道理のなきことにて讀ミ難
八月朔日に
七月廿一日に大仏供養之儀ニ付て延板倉伊賀守勝重より片桐
市正且元方へ申達し秀頼公より右大仏の守の大仏供
養と申し片桐市正且元大驚同落飛西京して七月廿九日大坂を出立
世様[illegible]ありし大御所殿より申し給ひ候ハ
片桐[illegible]の一院よりて毎二人の女中ハ駿府の市正殿よ
富[illegible]女上座今西絶て板倉殿御遺言より片
桐[illegible]右御遺言より秀頼公今度鐘の銘一つよ

何方ぞ出[illegible]軍へとも我同前にて扶持し置、忠節ハ合戦能
ころ[illegible]もの也とて誅し候事、右の三ヶ条の内何れ一ヶ条、
承[illegible]御定免一つ立候ハゞ大坂の城を明渡し
替[illegible]御名世に残す事、其外大坂の城を割、御替地をも
一、立候事其上にて御母儀淀殿を證人として江戸へ下し申すべき右の内一ヶ条
にても御許容有へきとて九月十日に駿河を出て二人の使ハ大坂へ
罷上り候事

一 道中にて数ヶ度大蔵ハ正栄大御所様御意の趣を市正申
今にも市正かたへも三ヶ条の子細を申さず、先々息をも休め居處に同十六日の夜
御城より又大蔵正栄同人にて駿府の三ヶ条大御所様御定の

由を申候へハ府内市正逢事ハ何の様子ハ申候とも御入
魂の使にて候ものを、其方の御意申し時大蔵上列合戦院へ
太の御事申候とも坊相議し承りも申候、市正申す所大蔵へ
申候へて市正ハ此方へも利に御座候と仰候、其時市正申上ハ大蔵
ハ今にも入魂の御事にて候、大閤様御遺言にも立申候事に候
へとも日本国ハ三国一の名城にて候へば今にて大御所様御
気[illegible]も左様の所を存じ候へハ両将御意にも承候
御[illegible]秀頼様御機嫌を御覚し候へハ江戸へ御下しとも存候
御[illegible]御機嫌にも申候て今は御国の替をも遣られ
其外御事此三ヶ条の外ニ市正ハ左様に存じ申し候て

迄のりし所中にて二十疋返し候　大蔵卿大坂へ入候後ハ
大御所様[illegible]同前市正ニ御心底を御尋可被遊と仰られ候
中上[illegible]ニ御座候て秀頼様も御承引なく候ニ付三ヶ条も御同前の
御口上[illegible]被成御定て御前様へ市正一味仕候由と被仰候て
市正といひてはれもくひても[illegible]の御談合せすして出る事

一　同廿二日の夜大蔵卿并渡辺内蔵助木村長門守郡主馬
其外の衆方々御談合被成候而常真の御内にて七手組衆無心元候へ共
廿三日子の刻常真へ参市正と御内状并御返事にも御文章候
[illegible]を無使ニ御使者(?)常真御出候て[illegible]市正ニ
御事と[illegible]申候[illegible]の御[illegible]度ニ

常真御申候ハ大坂御本丸ニても御若衆者共のあつまりて談合させ候
三ヶ条の内一つも御同心なく候ハゞ市正ハたゞちに御成敗あるべき
下りしニ付て市正妻子并親類を[illegible]てしまいしの由申候へ
て候ハゞ又市正も先切腹候て[illegible]候との御談合にて候へども
昨夜の御談合承候て市正ニ御城様ニ封内を被成御談合
て候へば条ハ本丸ニ罷越候ハゞ然も罷在候而生害し
主膳ニ[illegible]殺し候ハゞ市正生害候ハゞ[illegible]妻子
共ニ[illegible]論にて火をかけ御籠城候ハゞ御同陣被成候市正
主膳[illegible]の付て御城ニ在陣候て[illegible]
御同道のよし仰られ候て侍衆[illegible]

何方ニ而茂市正殿領分ニ付而異儀申もの有之候ハヽ急度可申付候
其上ニ而時刻相移候ハヽ金子之儀ハ先年其外御上候程
之金子之儀を可被返候由被申候市正殿ゟ申上候ニ付而様子御聞届候而
可然由被仰出候事
一 廿三日市正宅城を被出候、依秀頼公御不審成
候由中根元を切し見舞ニ付天下大乱二経奥ゟ申来
御城被取秀頼公を主ニ存被遣の由なとゝ申候書状
秀頼公ゟ自筆の写
急度申遣し候然者とも々申候元之様ニ可有之
難儀ニ候御案内様子御申越候事可被相心得

談合申候而相談度々申候得共我等利口
付返事ニ不及候以上
九月廿六日
片桐市正殿
同御自筆
昨日之返事之通見届候自然ニ而かくし候ハヽ度々
申遣し候逸々見届候ニ付而可申候由可申越候
卜入
御判
九月廿六日
片桐市正殿

御袋様よりの御文字

つく〳〵と思ひまいらせ候まゝ申まいらせ候
いよ〳〵御機嫌よく御座候よし目出度御祝ひ申候
よろこび申候しかし御わかれのち御なからへ
さてもいつもかはらす年月のたつに付ても御なつかしく
かやうに御書残しとくとおもひ中々御しんはい申候
みなさまにも文箱にてつかはしまいらせ候
せいしんもつよく御まもりの事なともあはれに思ひまいらせ候
わかれしてのちはまいらせ候へともに申まいらせ候
やかてまた御めにかゝり候日を御まち申まいらせ候

申候まゝやすらかに御なつかしく申候へく候
入まいらせ候かしく

九月廿六日

いよ〳〵との

一 さていろ〳〵御心にかけ申されしに
ねんころにしるし申候八月廿日
のまいらせ候

一 御袋様御相果之年五月廿日
二十七日御年五十七

一 葉月廿日まゝせんかたなくしく〳〵御やすみ候

一 おもふ事もかなひ申さん事はいかにもして入申候とも御収入
候しかしてこなたも心入ましく候
一 此手あまれてそれしいりのさんよりも
あまり申さんやそりしふかれたのみわ方もひすきも
いちくなのみ申御分そし平の出来そう望申へ存候申させてす
一 此儀御取ちらし候へは此方の御覚へちらし申事ある候しおす

此三ケ条ちらしへらく

上はぼんでん大しやく四大てん王下は八合ちぢん底をと
いづはこねりやうしよごんげんみしまの大明神
ことしそ大小の神ぎ御はつをかうむり申べきもの也

けいちやう十九年九月廿三日　おくらの　あちや

いちのかみとの

右之通起請文なり
此外此度御籠城申ても織田有楽ハ家康公御旗本より大坂へ
奥立て居られ廿二日の晩大坂を退き又は城奥え對し
人数入申にて在京の都督書状として如此の通り居候も出仕を
仰付ん尤御仲のおもわくもと上下の取沙汰に籠り一戦に及可と存
候もの御城に来り入て敷事と申此事
一 織田有楽七組の衆より晩に使をもつて市正に通し申上御城

籠城も此市正人数を差出候ハヽ何事

一（衍文也）道中にて片桐二人の女中にとかハ大坂を出る者を指て城を割り
事もなく無案事にハ淀様江戸へ御下り候ハヽ秀頼公にも御為
よろしかるへく候ハヽ其段我等とも申上て然旨と申女中二人
此女中其旨を飽迄しらせけるにてハとかく何とも内心ハ一向同心なく
江戸へ出る由を宥めし夜片桐を出し抜き先逃し候見ハ道り
大坂にて是片桐騒動にて是を淀様と大野修理の讒言に依りて
かくみ候よし説云世しハ淀殿大ニ怒りありし候も云々
妲妃の例を漢の世に呂后の姫比女も周にて見へしに人等に嬪を喜ひつるに
天下の康の[illegible]ハしらへん事ハ未来の世のかたり中へし人笑ふ国[illegible]也

成して片桐兄弟をも誅伐あるへしとの沙汰出しけれハ諸人周章
仕事

一 片桐ハ二人の女中よりも出抜し故ハ猶更日甲夫にも出て立て夜に
京を立し 板倉伊賀守勝重に対面し此事を注進し 九
月廿三日此晩に大坂を立しかハ城にハ大方重臣の[illegible]
此をも此処にて此事是にて人々を驚かし寺方に向ひして後藤も[illegible]
無道の意をもけり是も事も家も[illegible]紀伊守より片桐ト云ハ云ふと
ト云うし且元ハ白髪の首を阿部川にて曝さん事疑ひなし
且元ハ我ニ我来らく堺の大坂をも復一任し先程を此の様にて
立寄りし後藤を近年よりは[illegible]此上ハ此ハ[illegible]せしより淀殿[illegible]

千人之女の望として市正を遠ざけんとはかりて関東へ下し
己か家に寄りて城主との金子をかりしに弥(?)拒(?)しかのし(?)見て為に
此史(?)出て我に寄りて市正に対面せず明日帰るへき(?)とて対面
しかして万事を任せ候て参(?)かくして其日ハ片桐と家来(?)共に打(?)入れ
極めたれ女房日に大北政所(?)様(?)へも申(?)つかはし候(?)ニ人にて討手を定め
片桐は城後に於て扱ひ候(?)寛(?)ハ尾張前田(?)入道常真ハ織田(?)信長公(?)の
二男にて候へハ是(?)…(?)事まて拒(?)のやうに今度は織常真(?)
…(?)城に…(?)にて…(?)ハ中(?)に…(?)
遅参にて天満の屋敷へ付て市正に差(?)しも(?)夜(?)…(?)に
引退く事

一 市正ハ病と称し己か家に引籠り兵を集め討手を待けるか
大坂従(?)勅(?)…七手組(?)…三千(?)余騎(?)にて…市正(?)とも(?)…
片桐よく見て…(?)…(?)…市正同(?)…
…(?)…遅(?)にて十月朔日に大坂を立て茨木城に引籠
…(?)大坂の様子…(?)遠境の…(?)
一 駿府にてハ兼て此用意ありて大坂御征伐の…(?)
…(?)中より此旨の松平武蔵守…(?)…(?)城を
大坂と…(?)其外(?)…(?)尾張軍(?)遣の…(?)
…(?)早く播州…(?)大軍を…(?)入城(?)
…(?)…(?)…(?)

何事之ハしらハ一大事ならハ武蔵守殿ハ一途ニ構へ姫路之海より津国

高野院ハ先年として備前の岡山へ移り此御因果ニ對する也

江戸様へ大事之有るハ父縁を加番して主命を軍兵ニ差上らる

御合して二十万余人を率ゐ兵をも伴ひて京都へも立寄る也

三千余騎又池田輝政と入合て万事相後仕る へしとして

備前へ出城之武者共上下池田左京大夫刑部の武士なるか急ぎて

津国へ働きなるハ江戸様ハ大事の前之ことく今度出立ハ大軍成

中入として一大事成處なるに江戸様への加勢ならすとて備

とかり

一 大坂籠城之旨被仰合候得者方々より御遣かる十月朔日頃

過二十日大坂御陣者ハ都合之近辺を撰び城を守る上方諸国の糧を集め

備前岡山より武蔵守殿ハ都合之ことく京都より大坂へ参る

参て大坂籠城のよし御注進申上るハ御城を取巻る

相改上方勢ハ此板倉内膳正ニ申上て参る十日頃出る由

御注進ニ相聞ニ付御本陣の様子ハ大坂ハ二十万余

相定之御手勢ニ而大坂表へ到着之列遣されける

軍兵共ハ一列ニ出陣仕り御列勢共ニ而押寄るハ

御手勢として御旗本小國勢ハ大津坂本の間ニ陣す御國勢

ハ西之方を取り中央ハ池田之勢り西国勢ハ家老共向寄申す

其外之面々ハ御旗本之小姓共ハ御本陣ニ而人数として合戦出来る

取て一万五千出し出馬来十一日にお(い)て右を指出され可遣
早々と出陣の儀并旨被仰遣并徳國しらせ有(る)へく候よ
お渡し子息御中にて又追付同文言にて役者有り
候し安堵免許被仰下首尾して...候は
庄田入道従坂令寫し...大之深手有(る)様
相果候...陣中意存候の事

一　十月廿日に尾張宰相殿并羽柴筑前守御陣(え)御出陣
旗の幕とゝ...尾張殿より御使にて白き旗(ハ)黒き(と)白き
旗紋有之たる大纏ハ朱の大(くし)御...大幡掛白き菱の丸なり
旗の中令の菱笠なり先手(の)旗...ゝ之進ゝ遊

菱の丸云々七本の白旗の纏ハ朱の六幡の...白き丸や
旗の...令の幣の幕ハ大なる...羽柴筑前守の旗同意
...候ゝ旗...紀州...候...
事の旗...対の旨...の事

一　紀州根来ハ関東より...大坂ゟ...
...ゟ小義ハ...
...大坂...財...の...方に
...又ハ伴の道具とも...
十月廿日...十...
侍とも十余...八十余人...て

場へ浚らんと出居候城兵共とりかゝらんとて我もと来候場の内へ
こもれ入片桐か兵共俳ル所を述候へ中々も其崖ゟ出る
来由ニ欲尋と云場より五郎代出山小幕らる也へ彼ゝるハ京都へ
先令并家康へ参るへ入事に大坂か内の此文本尾同様大書場に
陳取り出山か好意を為披露文へ出合所に御差遣西尾壱落て
家康より申越しに大坂の御状を書置と紙に書き紙を持せん取申とて
二百余人浚出て取掛ける西尾も数度切て出防戦け
人数大形打とらる｜ハ火に逢段々切て死ける家康
手負捕大坂へ将て参り桐且様に捕られ事を後に
赦免なく場へ返ぬ事

一片桐か兵共ハ西尾か事ともハ夢のことく思召候處を後悔の
うちハ籠て負なし其後ハ内より大坂より合戦する者見え
かくの沼井とも出来る大野修理殿にも申越す片桐か勝負の
者とも府中西にて其村云者嫡子沼更に手勢廿余と先
手として三百余にて揉み揉て走出る中将の一揆大坂塚よ
力とかかり出んとて出村三宅大将として八人八百余の真中にて拭
来る片桐か勝神谷と伊丹衆也追返し合戦下を持て
防戦せしかとも大勢に取籠られて討死す牧野等
父子ともに討死し河内の衆十河を頼み片桐の輩打れ
兵共七八騎も討捕中にも此者共ハ大野修理か兵其村

市兵衛討死之時人数ハ殺し落来候ニ付而之事

一 市兵衛ニ悪様ニ尼子勝久か城よりたつく庭をニ三千計池田越前守
同又対馬守以下ニ申見よりて我をと見物して向後之為に
申上らんとて此首て京都に所々を遣し板倉伊賀守手前に
とれて申上る大将市兵衛ハ相手ハ武蔵守の者共も尼子衛か
居候所を何とて片桐か勢とハ見人数か子細候て此時ては首板倉伊賀守
候てハ後段引此首を見て其ニ深く存候武蔵守之上申通させ
武蔵守太ニ申す候ひ残ハ其後子を存候か尼子衛之首とも二つ
同様に候と申上よりて猶又ニ申す存候ハ其ニ丈よりて穿鑿之
尼子衛之事をハ片桐か勢ニ付ける時いかにも助成存して候よりも

城中之様子ニて何とも不及見物助候事も候して一同ニ申す
同又対馬守進上せし此事ハ以之外の儀にや一ちも子細ハ尼子衛ハ
大事之所を存事に武蔵守ニ無為を承し候所に候ゆへ
上意なる尼子衛城中之人数は此上ハ武蔵守御所為す
通りよりて去て申ても仕るとして申ハ先日片桐か勢ニ付申す
何事も城中の出陣申申一同に申候とも同又対馬よりも着
申候ハ何を以て出陣之事を承ける子細ハ尼子衛之城を焼払
やうよりの上意よりて武蔵守存じ残して此入申ニも上尼子衛城
此義海上陸路二つの道をも一方ならず取り候て擱兵
細其のごとく如何にも取攻入之事あり尤も市兵衛之

之攻数ゟも不助ニ難成ハ是程之大事之要害中入之明ゟ
此所ニ加番入テ猶一入去所柄を勝を見数しかしきらハ
天下之此大事ニ不及迄近間ニ城を出海ゟら何とそれし
武蔵守の此ら矢此難成天下之大事し加ゟ付而難成所表
の中入ゟし操し無間備中討死ゟし信長公此難儀を成
坂井右近ら無同氏討死其上武蔵守此難又池田勝入父子
後軍皆中入之ゟ見之の不同ゟら中ゟ加勢ゟ浅く一人も不残
是等一もよし所柄勝と八見へ合とも万一大坂へ数所柄の者よ
仰せ候家之城を引出さん人を同士軍〻者〻人を
城ゟら不可出と合池田輝政同先御連と申し合所柄是八

ゆへとし見数ゟりし也云は有武蔵守此同付後板倉
伊賀守方へ一つ書ニて申遣ス板倉才ヲ利大此者作之
右の一つ云是と度ニ対の外此蔵を成上意ニハ難致
ら矢ニ今の入ゟ無ゟに候ても夫風て不為今度の
事此様ニ仰合所有かゟ之形とも此大城
御手何事ニても一人も不出候て城を持旨上意ニて
立候事

一 大坂籠城之用意天王寺表を惣堀を〻け取とり堀を
振り大坂之和の備宗所名乗及諸大夫の〻
まり為もゟ所城へ出肥後守〻度黒田

筑前ハ長政 淺野但馬守長晟ハ安芸一国 別所の舎弟九
舎弟の跡を継ぐニ付風聞ハ板倉伊賀守廻文を遣し
諸國の兵粮船を止メ茨木ハ片桐方へ加勢ニ遣ス
丹波播磨ハ船つかハし村上三嶋先立て茨木へ加勢
ニ来る二十日伊賀守の内舎弟二万石大坂より立て板倉
伊賀守方より先札を以て申入候ハ関東ハ籠弐万石
ニ定候所ニ今度ハ籠城可仕旨兵粮ハ用ニ立ハ内通
いたし大坂方へ申越候ハ扱候ハ被見し候たよ
ある上ハ二万石を手ニ取候ハ遣し候ハハ伊賀守大名
と落るへき事

一御陣觸ニ付東海南海東山北陸山陽山陰西海ノ軍勢大
國〻より打立海上ハ陸路ともに不残大坂を追ニ発足
ハ一先京を御出ハ十月十一日ハ大御所様駿府ヲ出御被成
相義直ニハ御勝ニ為進先同尾張へハ御供ニ参候
被下候て武具立て御供の者共ハ
云〻將軍様宣ハ駿河より御供ニ上下隊伊賀ニて
して二十日ハ駿府同中ニ御上洛七日ニ尾張
美濃大垣一日御滞留廿九日美濃ハ在陣
ハ其の後美濃國松城ニ滞留方より兵粮
廻文來りしニて途中ニて板倉見聞之

美濃迄ニて一揆起候よし一ゑさ々西ニも被為成候よし
同月廿三日ゟ大御所様二条之御城へ被為入候城ニ而
御案内ニ成候ハ廣橋大納言兼勝卿三条大納言実条勅使とて
御陣の儀を敬感あり板倉伊賀守諸公家衆其外諸寺諸山
の衆毎日群集仕り御祝儀を申上候事

一市正主膳茨木ゟ立て則大御所様ゟ御朱判之御書被下候ニ
後々よ敵成下ニても大坂御陣ニ付城ゟ罷出候て茨木ニ在
つ申合せ御所様上意之旨申候て御上文石川ニ置き上使
としてハ大方へ被下候ニ付京都御所様迄茨木ニ在
之候事

一京都御所座敷ニ而被成候時ハ早く市正主膳ハ上方ハ今度御仕合
無拠と云上ニ而ハ云ハ御諸侍衆御陣中へ被出候ハも迄延申候
ありし申上候ニ付為御京都中上申其外ニ而御指図を候て
ニ付御陣の御使者御翫有之事

右之御書ニ候写

敬白起請文前書之事

一今度片桐市正同主膳事大坂ゟ立退候ニ付而浪人と成て
何角敷被申候ハヽ如何而中致ニ而大御所様へ御忠節
毎も存候者我等御扶持の者日本国中大小之神祇可罰

八幡大菩薩伊豆箱根両所権現神罰冥罰を蒙り可申候て
冥加尽き候て二親にハ生間に沈ミ大闇出羽殿今生にて冥加
尽き宗門に無之ハ生間に沈ミ金銀にたより無之左様に為申次指置候
へく候者也其御家ハ他家に致可被成候併可申候

本多上野介
御判

慶長十九年寅十月廿一日

片桐市正殿

同 主膳殿

一 諸國の大名小名不残被召寄御陣触にて其様仕候者急き可進
中に上り候摂津薄田方々出候人ハ先勝に出張仕る旨其外
近國に至り候而ハ須磨総馬其長蔵手遣に参り将軍家迄を
十月廿四日に江戸御発途候よし御注進也
一 十一月十日に将軍様伏見へ御着之際寺町関東ノ大軍御供
仕人数毎日引も不切京都伏見に参着之所尓御陣洛中
洛外に在て程無陣取之無二筆伏見にとも勝に陣候仕候
一 両御所様京都伏見御出之際寺に御先手大和河内路へ
発向仕り諸勢に遂に道に到着て大坂表へ押寄候由
霜月十五日将軍ハ伏見御立に成枚方より御出陣

翌十六日ニ至り平岳座ニ御家康十七日茶臼山ニ至て御旗を立らる
大御所ハ十五日ニ二条御立奈良ニ被為着御所様十六日ニ
法隆寺十七日住吉へ御着なる社務所ニて御本陣となさる事
一 此先手藤堂和泉守高虎十月廿六日ニ河内国府ニ着陣
仕り京都此辺ニ至て凡日数十八日ニ及ふ[illegible]
以ニ松平下総守忠明ニ数[illegible]
組ニ安信[illegible]押[illegible]其折[illegible]大坂方大野[illegible]
ヶ組ニ所[illegible]
ニて[illegible]
巴[illegible]

早く大坂ハ引取る所ニ在るる者ハ[illegible]大脇城ニ至て
場ニ残り居たる渡辺ヲ侵掠せしニ蜂須賀[illegible]
下総守忠明ハ下[illegible]大軍[illegible]
大野[illegible]追[illegible]一刻[illegible]
有[illegible]
[illegible]
[illegible]百七八十ニて[illegible]
[illegible]蜂須賀ヵ先手[illegible]千余ニ[illegible]
[illegible]二町余ニ[illegible]押上[illegible]
[illegible]捨

數ヶ所手負候て逃すへからすと猶先へ進み仕る所
敵に隔られ終に進み兼候所を渡辺内蔵
助かけ付候ハ、場より其外秀頼公足軽を持つ付続き
黄へ打向ひ進み候組頭共来りハ場の前は稲荷
入組候内中にも討死の者多成候て此上之人数少にて
かゝり候節其外各八余一つ二つ程の鑓を合せ大坂
さして引取る所に真田左衛門佐組の者共大崩れに成る處
毛利豊前守も天下茶屋より押出し一手に成り多
以て此日早く大坂に引取る其時渡辺内蔵助は
進み候へとも討死し一人も残らす[illegible]

一石川主殿頭か勢ハ平野口へ向ひ押寄申候由申候処天王寺表へ
向かハれ候大坂勢を見合せ申ニ付主殿人数を出し九郎右衛門尉
新手に馳向[illegible]井伊掃部頭殿[illegible]藤堂和泉守
坂[illegible]進[illegible]二九郎兵衛[illegible]大坂
城へ逃入候を中追ひに藤堂和泉守井伊掃部頭前後より[illegible]坂下より迄追込城へ逃
込候処ニ[illegible]大軍にて[illegible]出し[illegible]人数[illegible]
込しく手立[illegible]
一五月十七日大御所様ハ二条より御出馬将軍様ハ平野へ御着
同十八日ニ茶臼山へ御出同日[illegible]大坂城へ
宿所[illegible]

被成大野修理様ハ只御一騎ニ而て淀川筋堀際まて御出なされ

いかにも徐々と城中御巡見有之御詞を被掛候

一 又其後ニ[illegible]兵船多く相見へ申候大野修理ハ是を見られて

鷲の羽ちらし[illegible]花文字[illegible]の御旗[illegible]

而て堀際[illegible]城中[illegible]二十三日ニ[illegible]

御[illegible]御前の町[illegible]御通[illegible]

二十日蜂須賀阿波守[illegible]

御理中村右近と[illegible]川筋[illegible]

押上させ[illegible]大野修理様御自身[illegible]織田有楽

と被成[illegible]

[illegible]合ニ前[illegible]阿波守[illegible]

右之[illegible]用意仕候事

一 十九日未明ニ蜂須賀阿波守先陣ニて織田有楽入道大坂方ニ而

[illegible]織田有楽[illegible]蜂須賀[illegible]

極[illegible]大利[illegible]

其[illegible]書札数[illegible]

二[illegible]

御感不斜大野修理様御意ニて早く織田有楽[illegible]

一 [illegible]中村右近大将ニて[illegible]織田有楽[illegible]

相働[illegible]二十日[illegible]

御扱之事

一 廿日より本多上野介正純を以て城中織田有楽
入道有楽并大野修理亮治長方へ内状を下し是ハ先月
より相大御所様度々被申入けれ共御許容なく何とぞ
秀頼公御命を助り申され候上意にて候者御扱に可被
為成候城中へも申遣候處修理亮も承知いたし内の故を以て
右の趣城へ申入町人の親類とも申合せ取扱ひ
二千枚の為褒美に被下候と城中より其人を撰
拵つかハし修理亮へ其旨を申遣し被下候ハヽ大御所様御腹ハ
早速見合申候の御好みの者にて候ハヽ下され候と申上

判紙を見せ申し上ニ被為成候御紙ニ城中への御文ハ其者に被
遣候御諚も御座候由申されし所御同前(?)に申遣候
一 廿二日に松平武蔵守殿稲荷社迄被成御出被申候
於日秀頼公より木村長門守重成郡主馬を使者ニ
相添被遣御誓紙被下候而御三ケ国一ヶ所下され御文に日
に御捺印之儀をハ御返事と後藤庄三郎光次今日以使者
御書を添られ候二人の者ニ相渡候而有楽并修理亮
も天下へ手を合せ被仰付秀頼公ヘ御返事被成候而
秀頼公よりも御使者木村長門守を以て大野修理亮
御使者に一二年の内御誓紙御取り候の間を
経過候て御本丸より御出之事ハ御心のまゝに相成候

一道服堀切ハ大地ニ有る栢の堀滝上ヶ出と取せ申まく
塀囲合從子此と云ニ付役少庭に侍遣取宗ニ侍ひ人立
二三十人出御鮮に取の折に出し有之燈十人ニ相成
囲して出る方に大強方成る者退数さんと候
下も大雪ニ而有之ニ付て取る為と一処ニ而居し申出ニ而
不付塀囲合ニ只一統遣出候寄出而かしく事も
ニ而有候御見届て究竟して隙海ニて道
様子ニ付後二三十人の勢出申中へ馬を入候方へ向ふに
迎て勢出ても続の子をも殺しまして散々にて
政宗陣より武者三騎囲合へと見付て取出取囲不候

馬と乗逃し候処ニ三騎付て差越して追ひ越し
此乍掛ても囲合ハ候得して道服堀ハ引取申而欲得方
見届ニ而さしたも無之参申事
一廿四日ニ者寄る虎落出置に之人退り出候海道に取付事
此く所々え見分し置一つの処に或ハ落文を付り或ハ出足
ニ相せ申し而と云所之出事に出し候出吉川
新左衛門と云所ニ捕十人程指を切り頸と多数と焼申ニ而
城中へ遣申事
一廿四日ニ大雪之夜ニ而始ニ出て取申えて竹囲へ成
出てハ始ヘ中へ者出ハ入申度候由申御宗候

一人宛有楽修理ニ一人播磨守[illegible]上野介[illegible]
有楽より村田吉蔵修理方より米村権右衛門播磨守より[illegible]
御和睦之儀申上て具ニ申渡し一とをり[illegible]大坂へ[illegible]
諸大名へも[illegible]廻文以後の為[illegible]申[illegible]集
被成度よし被仰渡し[illegible]諸大名[illegible]上ハ[illegible]九[illegible]
流一人宛ニ付て御[illegible]其外心得[illegible]積[illegible]思召て御
之様[illegible]右之廻文も[illegible]進之しとて京都ニ
[illegible]次ニ後有楽修理方より申付ハ是迄の[illegible]
[illegible]越由[illegible]矢倉を[illegible]申合[illegible]上[illegible]
其事ニ越由[illegible]の処ハ[illegible]申ニ文二三の丸堀て

被仰付候儀ハ忝キ御事共の二ヶ条之由
[illegible]又以和平[illegible]
事

一廿八日[illegible]御陣替[illegible]刈[illegible]表口[illegible]堤を築
御[illegible]中津川へ落し天満川へ[illegible]
[illegible]惣構[illegible]
下旬より廿五日迄[illegible]
又[illegible]
又[illegible]奥[illegible]
明廿四日[illegible]上[illegible]

明日上様御出陣之由ニ候間遂可申候て其上ニて可申事ニ候
と附候而何事も申候ハ、様子承候上様之御意ニ而
様一戦ニ可申儀ニ而候ニ付候而以後承ニ御座候ニ
て御請申候而御無心ニ申上候事
一廿六日ニ御前へ被召出候而御使者ニ而其方共先手相勤
候ニ付御目付大将ニ而押懸申候而御指図候ニ付先手ニ候
父子安藤御家中之者共加り押寄申候而大坂方ハ矢
野和泉守飯田左馬之助先手ニ而八人組ニて相固申候
小屋ニ而候ニ付手柄之文殊院様御坊主衆
縁有之候而後絶申候而鴨先ニ付而之候

遊候而能々と存候て安藤御家中八組之者共番立申候
引揚候て其節ニ相見へ候而縁絶ニ而御家中
上と申候ニ付手柄申候と御家中ハ能々と存候て其節ニ
是ハ能々と存候て御家中之様子を能々存候
大坂先手中ハ宮内少輔様ニ而御家中之様子
之目録ハ年寄共へ申候て御目付衆へ御伺申候ハ
御申上候而御帳面ニ付申候て御使者ニ而押込候
其ニ而先手ニ而大将御家中一番ニ而合戦申候ニ付一番
之名前御座候而押込候手柄八人組之矢
野和泉守飯田左馬之助一番ニ御座候而御帳面ニ付申候

るも此柄の当りを以て挑を横に入実ハ陰撮にて八前し
此無双事なれや之れし押止る事不止多く
木村長門守先又子三人論止り討死仕木村長門守ハ夜代
未た只挑つけ首をとられし処を大谷式部ゟ大坂之挑を
うけ夜代と実へ付する処を未た只ニ付する時十文字
刀を抜拂ひを切る太刀打下を切れる挑を切りさるを
十文字鑓にて論するに挑を手に掛けこれ二三人を
大坂勢ハ引れ大谷式部も討死書後藤も又若にて右衛
此渡の柵越にせり合自刃籠城を散刃職を眼に行く事
取るると後藤挑多人とする散刃職を打かけるくしも

引退き後藤又十文字を以て来る柵の中へ引退り後藤又兵衛
为方にして刀を抜柵を家越ゟ大坂勢ハ後藤手共
離之前に逃退しかハ佐竹勢備を崩て所々所ニて
押込むか付を持て佐竹先手物頭梅津半右衛門
属引取申候事

以上

大坂冬陣物語

国立公文書館
National Archives of Japan